

第6章 情報の収集・伝達

第1節 対策の全体像

1 本章における対策の基本的考え方

- ・被災状況などの災害関連情報は、関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開する上で欠かせない。これら必要な情報を確実に伝達するためには、発災時に機能する通信網を確保していく必要がある。さらには、行政機関等における通信だけではなく、家族との安否確認のための情報通信も、発災時の混乱を避けるために必要となる。
- ・本章では、発災後の情報通信の確保に向け、防災機関等の相互の通信、市民の方々への情報提供、市民相互の情報伝達についての対策を示す。

2 現在の到達状況

- ・東京都防災行政無線網の活用
- ・東京都災害情報システム（DIS）の活用
- ・清瀬市防災行政無線、自動音声応答装置の整備
- ・清瀬市ホームページ、清瀬市SNSによる市民への情報提供
- ・固定電話型PHSの学校等への配備
- ・通信事業者による安否確認サービスの提供
- ・防災用MCA無線の導入整備
- ・メール一斉配信サービス
- ・緊急速報メール（NTTドコモ、au、Softbank）

3 課題

- ・市内の情報収集・伝達体制の強化
- ・発災時に通信機能の低下
- ・携帯電話等の通信規制等による安否確認の困難さ

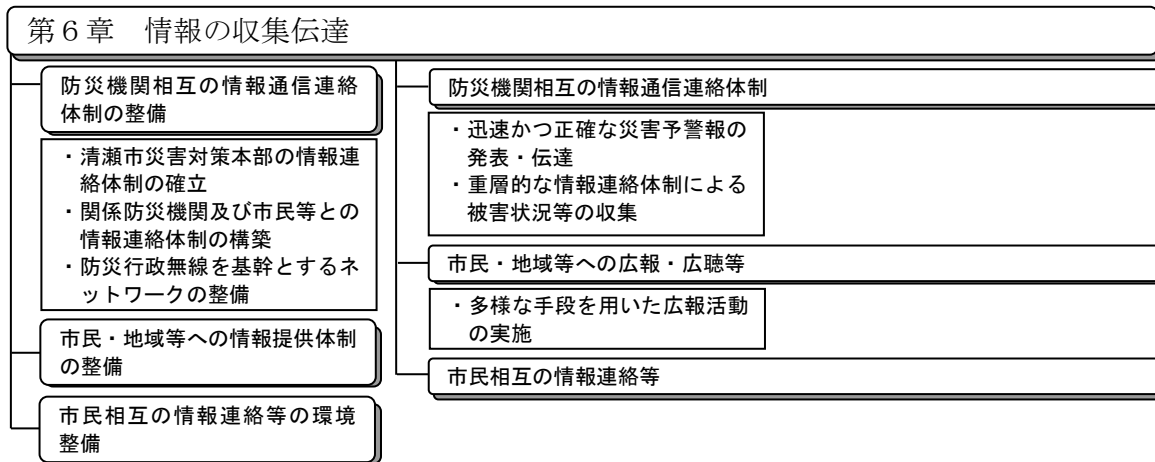
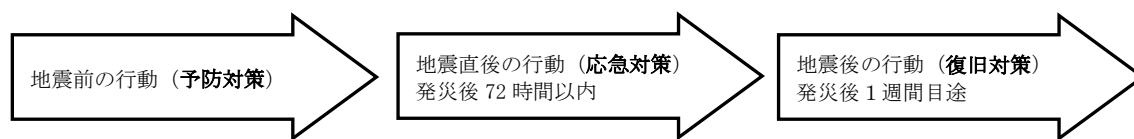
4 対策の方向性

- ・市各部・地域との情報連絡体制の構築
- ・防災行政無線を補完する多様な通信手段の配備
- ・新たな情報提供ツールの活用による多様化
- ・市民間の通信手段の確保と多様化

5 到達目標

- ・災害対策本部の情報連絡体制の確立
- ・避難所及び地域市民センター等との情報連絡体制の確立
- ・通信手段の多様化
- ・事業所やソーシャルメディアなどによる情報提供体制の整備
- ・携帯端末を活用した安否確認サービスの充実

6 具体的な取組一覧



第2節 予防対策

1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 《防災防犯課・情報政策課・教育総務課・東村山警察署・清瀬消防署・都・NTT 東日本》

災害が発生した場合、各防災機関は情報連絡体制に基づき、連携して被害状況等を把握・伝達し、的確な応急対策を実施する。また、パニックを防止し、社会的混乱を最小限にとどめ、速やかに避難態勢をとるために、被災住民等に対して適切な広報、広聴活動を行う。

このため、市各部・各施設、都、関係防災機関等との情報連絡体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○都本部に対し、東京都防災行政無線を使用して直接情報連絡を行う。 ○災害の状況により都本部に報告することができない場合は、国（総務省消防庁）に対し、直接情報連絡を行う。 ○通常の連絡手段のほか防災行政無線、MCA 無線又はその時の手段の活用により、市各部・各施設、都及び各防災機関、協力機関並びにその他重要な施設の管理者等との間で通信連絡系統を整備し、災害の通信を確保する。 ○災害に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、東村山警察署、清瀬消防署、ライフライン機関等の協力を確保する。 ○緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用するよう、NTT 東日本及び各施設管理者の協力を確保する。
東村山警察署	○警察無線、警察電話及び防災行政無線等により、各方面本部及び各防災機関との情報連絡体制を確保する。
清瀬消防署	○消防救急無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、消防団及び各防災機関との情報連絡体制を確保する。
その他の防災機関	○それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段の活用により情報連絡体制を構築する。

(1) 清瀬市災害対策本部の情報連絡体制の確立

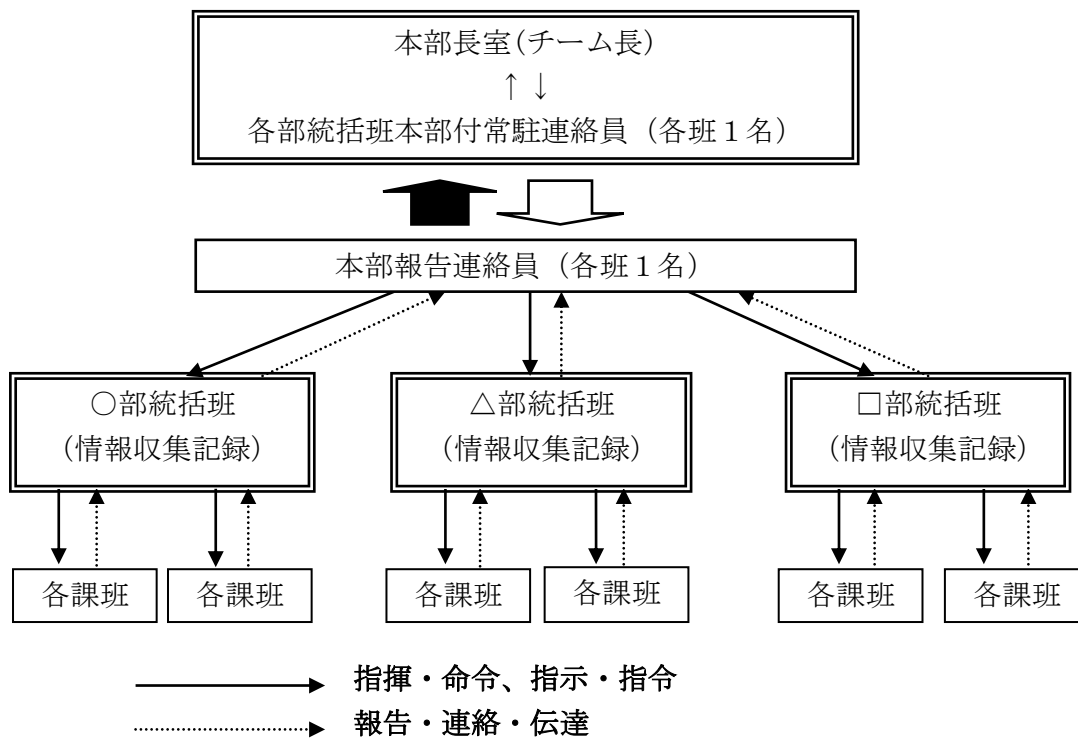
災害対策本部の情報連絡体制を確立するため、各統括班長及び各施設の管理者等は、掌握した情報を本部長に報告する。

また、本部長室からの情報及び指令内容は、班長に伝達されるほか、本部長命令等の重要事項については、庁内放送等により伝達するものとし総務課長が統括する。

ただし、状況の推移に応じて専決事項とすべきものは、「本部長→副本部長→各チーム長→各部各班長」の順に下され、臨機に措置される。

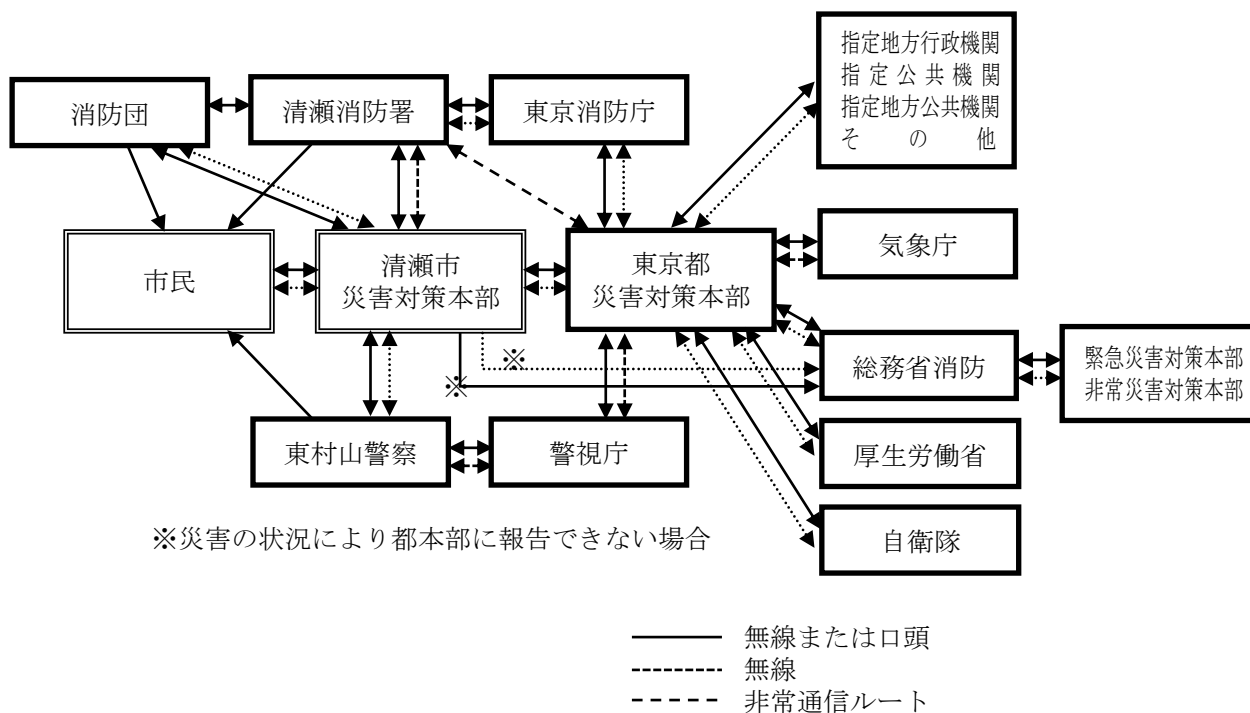
なお、本部が設置された場合の連絡・通報は、被害状況に応じて、使用可能な通信機材により、迅速に行う。通信の運用管理は総務部長が統括する。

【情報収集・伝達の方法】



(2) 関係防災機関及び市民等との情報連絡体制の構築

関係防災機関及び市民等との情報連絡体制は、防災行政無線を中心とした通信連絡態勢によるものとする。



ア 通信連絡責任者の選任等

市本部及び各防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として、防災防犯課長、副責任者として、防災防犯係長を選任する。通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておくものとする。(資料編 資料第5参照)

また、災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信事務従事者を配置し、通信連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたるものとする。なお、指定電話及び通信連絡責任者に変更があった場合は、速やかに市防災会議(事務局)に修正報告をするものとする。

イ 連絡態勢の確保(通信連絡窓口)

災害が発生し、市本部が設置されるまでの間、市の通信連絡は、特に定める場合を除き、通常の勤務時間においては、総務部防災防犯課が担当し、夜間・休日等の時間外において災害対策要員が参集するまでは、宿日直室に通信連絡窓口を暫定的に設置し、当直者がこれにあたる。

ウ 情報の収集担当

情報の収集担当は次の通りとする。

収集する情報	担当	平常時の部署名
東京都からの情報	総務部班	総務部
市内被災情報	企画部班	企画部
報道等の情報	企画部班	企画部
職員の被災・参集情報	総務部班	総務部
※その他、各部の所掌事務に関する情報は、各統括班が収集する。		

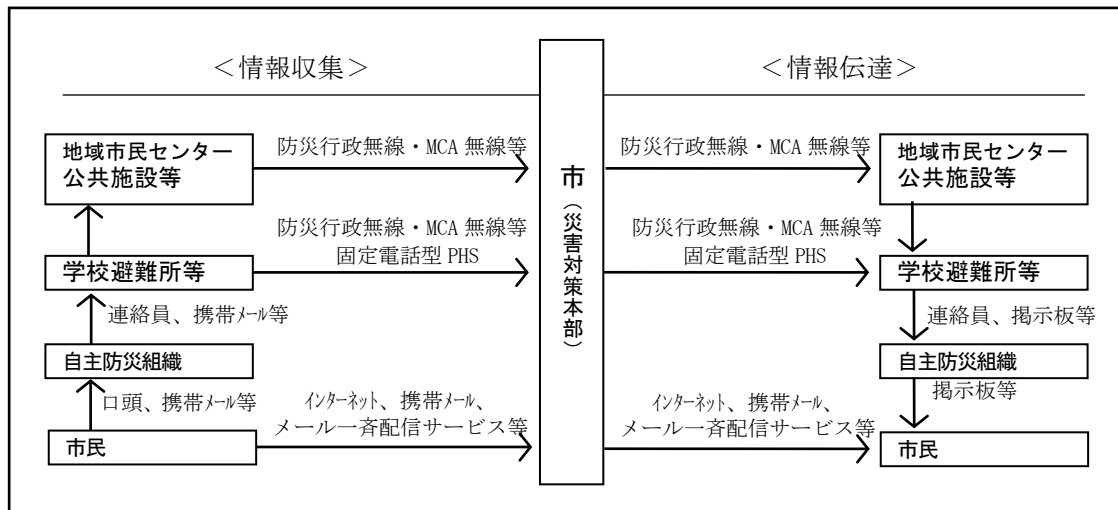
エ 被害状況等の収集体制

市各部及び各防災機関は、被害状況等を迅速かつ的確に把握するため、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立する。

とくに、学校避難所等を情報拠点に位置付け、自主防災組織の協力を得ながら、情報連絡体制を構築する。情報連絡手段の多重化に向け、現在の固定電話型 PHS に加えて、無線機(MCA無線)を整備した。

オ 対策内容と役割

機 関 名	対 策 内 容
市	<p>○調査報告体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の迅速かつ的確な把握を期するため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備しておく。 <ul style="list-style-type: none"> ①地域別及び被害の種別ごとに、調査責任者をあらかじめ定める。 なお、市職員のみでは調査報告要員に不足を来す場合が考えられるので、学校避難所等の情報拠点としての位置付け、防災市民組織の協力体制の確保、学校避難所と自主防災組織の情報連絡手段等について定めておく。 ②調査用紙、報告用紙の事前配布及び調査要領の作成、周知、連絡方法などについて、あらかじめ定めておく。 ③一定の被害を想定し、調査報告について関係者の実践的な訓練を行うなど、調査報告業務の習熟に努める。



(3) 防災行政無線を基幹とするネットワークの整備

関係防災機関及び市民等との通信連絡は、原則として以下の方法で行う。

ア 関係防災機関との通信連絡方法

(ア) 都との通信連絡

原則として東京都防災行政無線の電話、FAX、データ端末及び画像端末を使用し
て行うものとする。この場合できるかぎり東京都災害情報システム (DIS 端末) で
被害情報の入出力を行うものとする。なお、通信網の多ルート化を進めるため、
東京都防災行政無線に加えあらゆる通信手段の活用も図る。

(イ) 各防災機関等との通信連絡

防災行政無線設置機関については、無線により通信連絡をとるものとし、その
他の機関については、東京都防災行政無線 (都の基地局) を経由するなどして、通
信連絡の手段を確保する。

(ウ) 市各部との連絡

各部内であらかじめ複数の本部連絡員を定め、本部長室との連絡にあたるもの
とする。なお、防災行政無線に加えあらゆる通信手段の活用を図り、必要に応じ
ては、災害現場等に職員を派遣し、被害状況等の通信連絡を行うものとする。

イ 清瀬市防災行政無線の通信統制

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があ
るときは、総務部長は、次により通信統制を実施する。

(ア) 市本部の回線統制

庁舎内に設置してある無線機と接続する遠隔制御器及び車載無線機の回線利用
は市本部が優先し、統制設定権は市本部が有する。

(イ) 移動無線局 (固定、可搬、車載) の一括管理

- ① 固定型無線機は、原則として市本部 (本部班) が一括管理する。
- ② 可搬型無線機及び車載型無線機は、すべて本部班が管理し、市本部の指示に基
づき使用する。

(ウ) 通信形態の原則

移動無線局からの通信は、すべて本部に対して個別に行うものとし、原則とし
て移動局相互間の通信は禁止する。

(エ) 一斉指令

市本部は、原則としてすべての無線局に対して一斉に情報伝達を行う。

ウ 対策内容と役割

機 関 名	対 策 内 容
市	<p>○清瀬市防災行政無線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市では災害時における有線途絶に備え、市役所を中心に地域内の防災行政無線の整備を行っている。無線施設は、固定系では親局1局、屋外子局39局、移動系では防災用MCA無線90局を導入整備した。(平成28年3月現在 資料編 資料第6参照) ・災害時には、これらの設備を十分に活用し、情報連絡体制の確保に努めることとする。
都	<p>○東京都防災行政無線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都は、警報等気象情報の伝達や災害時における被害情報の収集、伝達、その他の連絡のため、東京都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に、総合的な防災行政無線網を整備している。 ・この防災行政無線は、電話、FAX機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成するものである。 <p>○東京都災害情報システム (DIS)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都災害情報システムは、東京都防災センターと無線回線で結ばれた端末機を区市町村等の防災機関に設置し、災害情報をオンラインで収集・処理するものである。このシステムにより、平常時は、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を区市町村の端末機設置機関に提供する。また、災害時には、区市町村等が入力した被害・措置等に関する情報を、コンピュータで集計処理し、都本部の表示板に標示するとともに、災害対策の検討・審議に資するほか、端末機設置機関に伝達して情報の共有化を図るものである。 <p>○画像伝送システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画像伝送システムは、災害現場等の状況を視覚情報として収集・伝達することによって、正確な状況の把握に役立てようとするものである。このため、区市及び建設事務所等には準動画伝送システムを整備している。 <p>○東京都地震計ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生直後の都内各地の緻密な震度分布を早期に把握し、被害の大きな地域を特定するため、都及び東京消防庁で連携を図りながら、都内の区市町村庁舎、消防方面本部及び消防署等に地震計を設置して、地震計のネットワーク化を図っている。

2 市民・地域等への情報提供体制の整備 《秘書広報課・情報政策課・防災防犯課・東村山警察署・清瀬消防署・その他の防災機関》

清瀬市の防災に関するホームページや災害情報の充実により、市民への情報提供体制を整備する。市民が必要とする情報を適切かつ迅速に提供できるように努める。

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○各避難所及び各地域市民センター等との情報連絡体制を確立する。 ○同報系や移動系の防災行政無線を整備し、地域住民への情報伝達体制を構築する。 ○メール一斉配信サービス、SNS、Lアラート及び緊急速報メールなど様々な情報提供手段を検討するとともに、市民に情報入手方法を周知する。
東村山警察署	○避難を必要とする情報や混乱防止及び人心の安定を図るための情報等、効果的かつ確実な避難情報等の提供を図る。
清瀬消防署	○住民等に対し、災害の発生状況、避難勧告・指示に関する情報、出火防止、初期消火の呼びかけ等の広報を行うため、関係機関が連携して情報共有の体制を整える。
その他の防災機関	○災害発生時に的確な対応が図れるよう、関係機関の情報収集発信体制を確立する。

3 市民相互の情報連絡等の環境整備 《秘書広報課・情報政策課》

市民相互に安否確認が取れる環境を整えると同時に、災害情報などの情報提供体制を整備する。

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市民相互間の安否確認手段の周知を行う。 ○SNS（ソーシャルネットワークサービス）など新しい通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進する。

第3節 応急対策

1 防災機関相互の情報通信連絡体制

(1) 迅速かつ正確な災害予警報等の提供・伝達 《都・企画部班・総務部班・東村山警察署・清瀬消防署・NTT 東日本・その他の防災機関》

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるため、各防災機関や市民等に、災害に関する情報や予警報を迅速かつ正確に伝達する。

ア 対策内容と役割

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○都本部に対し、東京都防災行政無線及び東京都災害情報システム（DIS）を使用して直接情報連絡を行う。 ○災害の状況により都本部に報告することができない場合は、国の現地対策本部または総務省消防庁等に対して直接連絡を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・異常現象の通報 <p>災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者またはその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。</p> ・一般的な災害原因に関する情報の通報 <p>災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び一般市民等に周知する。</p> ・気象、地象等予警報の伝達 <p>警報及び重要な注意報について、都、警察署又は NTT からの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に通報するとともに、警察、消防等の協力を得て、市民に周知する。</p>
東村山警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・予警報の伝達 <p>警報及び重要な注意報について、都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに、警察署、交番、駐在所を通じて、管内住民に周知する。</p> ・異常現象の通報 <p>警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに市に通報する。</p>
清瀬消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○警報等が発令された場合には、市民に周知を図る。 ○地震に起因する水防情報を得た場合には、関係機関に通報し、市民に周知を図る。
NTT 東日本	<ul style="list-style-type: none"> ○警報の伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づいて、気象庁から NTT 東日本に伝達された各種警報は、市及び関係機関に通報する。 ・津波警報の伝達は、FAX により関係機関に通報する。

	・警報に関する通信は優先して取扱う。
その他の防災機関	○その他の防災機関は、市やその他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については、直ちに所属機関に通報する。

(2) 重層的な情報連絡体制による被害状況等の収集 《総務部班・東村山警察署・清瀬消防署・その他の防災機関》

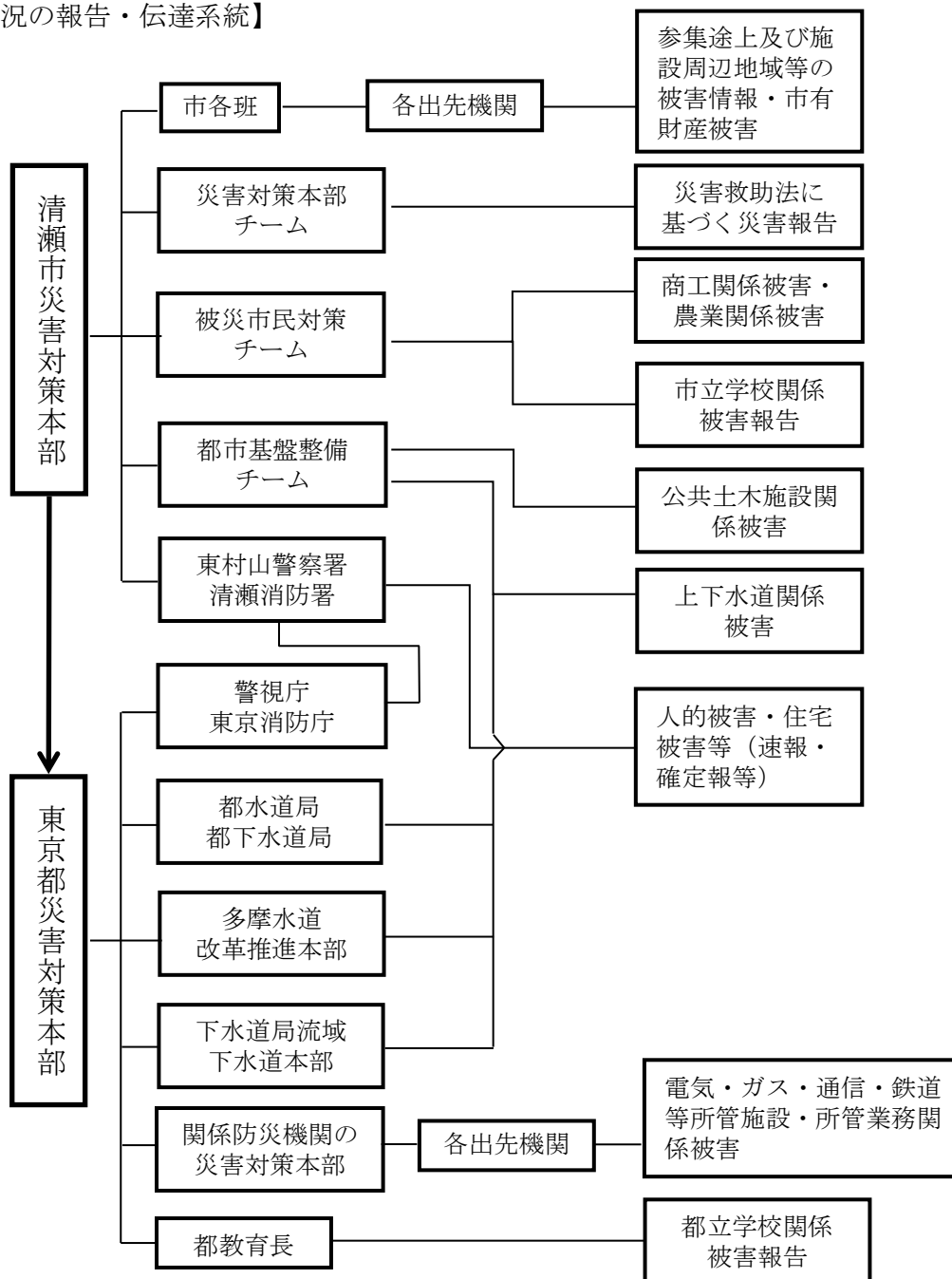
市各部及び各防災機関は、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し、被害状況等を迅速かつ的確に把握する。また、あらかじめ定められた伝達システムにより、速やかに、市本部に報告する。

ア 対策内容と役割

機 関 名	対 策 内 容																											
市	<p>○被害状況等の報告</p> <p>市は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。報告様式等は「災害報告取扱要領」（都総務局総合防災部）の定めるところによる。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条第1項に基づく被害状況の報告が都にできない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ①被害の原因 ②被害が発生した日時 ③被害が発生した場所又は地域 ④被害状況（被害の程度は、被害程度の認定基準（資料編 資料第7参照）に基づき認定する。） ⑤災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 ⑥災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑦その他必要な事項 ・ 報告の方法 <p>東京都災害情報システム（DIS 端末）の入力による。（ただし、DIS 端末の障害等により入力できない場合は、従来の報告様式による。）</p> ・ 報告の種類・期限等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">発災通知</td> <td>即時</td> <td>発災情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被害措置概況速報</td> <td>即時及び都が通知する期限内</td> <td>災害総括 被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">要請通知</td> <td>即時</td> <td>要請情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確定 報</td> <td>災害確定報告</td> <td>応急対策を終了した後 20日以内</td> <td>災害総括</td> </tr> <tr> <td>各種確定報告</td> <td>同上</td> <td>災害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災害年報</td> <td>4月20日</td> <td>災害総括</td> </tr> </tbody> </table> ・ 災害救助法に基づく報告 <p>災害救助法に基づく報告については、第2部第14章「住民生活の</p> 	報告の種類		入力期限	入力画面	発災通知		即時	発災情報	被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報、措置情報	要請通知		即時	要請情報	確定 報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20日以内	災害総括	各種確定報告	同上	災害情報、措置情報	災害年報		4月20日	災害総括
報告の種類		入力期限	入力画面																									
発災通知		即時	発災情報																									
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報、措置情報																									
要請通知		即時	要請情報																									
確定 報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20日以内	災害総括																									
	各種確定報告	同上	災害情報、措置情報																									
災害年報		4月20日	災害総括																									

	<p>早期再建」に定めるところによる。</p>
東村山警察署	<p>○市に通報するとともに、消防署、自衛隊等各防災機関と情報交換を図る。</p> <p>○主な収集事項は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の倒壊状況 ・死者・負傷者等の状況 ・主要道路・橋及び交通機関の状況 ・住民の避難状況 ・火災の拡大状況 ・護岸等の破損状況 ・電気・水道・ガス・通信施設の状況 ・その他
清瀬消防署	<p>○被害状況、消防活動状況の早期収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後、署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により情報を収集し、とりまとめて市に通報するとともに、警察署、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。 ①119番通報からの管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握 ②地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測 ③消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握 ④消防職員の参集者が収集した被害状況の把握 <p>○主な情報収集事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災発生状況及び消防活動状況 ・救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況 ・避難道路及び橋りょうの被災状況 ・避難の必要の有無及び状況 ・救急告示医療機関等の診療状況 ・その他消防活動上必要ある状況
その他の防災機関	<p>○各防災機関は、所管施設に関する被害、既にとった措置、今後とろうとする措置、その他必要な事項について、市に報告する。</p>

【被害状況の報告・伝達系統】



2 市民・地域等への広報・広聴等 《企画部班・都市整備部班・総務部班・各防災機関・事業所》

(1) 多様な手段を用いた広報活動の実施

災害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、災害や生活に関するさまざまな情報を迅速かつ正確に提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動が取れるようにすることが必要である。このため、市及び各防災機関は、一体となって適切かつ迅速な広報活動を行う。

ア 対策内容と役割

機 関 名	対 策 内 容
企 画 部 班	<p>○災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各防災機関等と密接な連携のもとに、次に掲げる広報活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生直後に行う広報 <ul style="list-style-type: none"> ①災害の規模、気象の状況 ②混乱防止の呼びかけ ③電気・ガス・石油ストーブ等による火災予防の注意 ④避難及び避難時の方法等 ⑤道路状況と交通機関の運行状況 ⑥学校等の措置状況 ⑦市の体制・措置状況 ⑧デマ情報に対する注意 ・被災者に対する広報 <ul style="list-style-type: none"> ①被害情報 ②避難所開設状況 ③食料・生活物資等の供給状況 ④医療機関の診療状況 ⑤電気・ガス・水道・下水道・電話等ライフラインの被害及び復旧状況 ⑥道路状況と交通規制、交通機関の被害及び復旧状況 ⑦防疫・保健衛生措置状況 ⑧学校の休校・再開等の措置状況 ⑨市の措置状況 ・広報手段 <p>市広報班は、市本部から指示があったとき、又はその他状況により次の方法により、広報活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①防災行政無線 ②広報車 ③臨時広報紙 ④インターネット ⑤メール一斉配信サービス ⑥ツイッター（Twitterアラート含む。）、Facebook ⑦緊急速報メール ・広報文 <p>広報文は、「災害広報文例集」（昭和60年3月都総務局災害対策部）による。</p> <p>（例1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは、清瀬市災害対策本部です。 ・本日〇時〇分、内閣総理大臣は、大規模な地震発生の警戒宣言を発表しました。

<p>企画部班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の皆様は、今後、ラジオ、テレビ、市のお知らせなどの情報に注意し、正確な情報をもとに冷静な行動をしてください。 ・火の使用は少なくして、飲み水、食糧等の備えをしましょう。 ・また、電話の使用はしばらく控えてください。 ・くりかえしてお知らせします。 ・本日、・・・・ ・こちらは、〇〇〇〇です。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び提供 <ul style="list-style-type: none"> ①被災地での情報収集を行い、現地から無線等により被災状況等を本部に報告する。 ②避難所、臨時被災相談所の開設など救援施策のほか、被災状況、家族等の安否確認など、市が把握した情報を提供する。 ○災害の規模又は状況により、広報区域及び広報内容を決定し、被害甚大な地区を重点に広報車等を配車出動させ、現地広報活動を実施する。 ○被災地の状況を写真等に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。 ○災害の規模又は状況により、都へ広報に関する応援要請を行う。
<p>都市整備部班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害により断水事故が発生した場合、市民の不安と混乱を防ぐため、広報車等を巡回させるとともに、都、警察、消防等の関係機関の協力を得て、断水地域の市民に対し、被害、復旧、応急給水等を適時適切に広報する。また、下水道の被害状況に応じて、下水道使用の自粛（節水の呼びかけ⇒水洗トイレの使用自粛）についても広報する。 ・水道施設及び下水道施設の被害状況及び復旧見込みに関すること。 ・給水拠点の場所及び応急給水の方法に関すること。 ・水質についての注意に関すること。 ・その他必要な事項。
<p>東村山警察署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時において、方面本部等から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。 <広報内容> <ul style="list-style-type: none"> ・避難を必要とする情報 ・混乱防止及び人心の安定を図るための情報 ・デマ・流言打ち消し情報 <広報手段> <ul style="list-style-type: none"> ・トランジスターメガホン等 ・交番(駐在所)備付けマイク ・パトロールカー、白バイ、広報車等 ・警視庁ホームページ
<p>清瀬消防署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時において、消防署から監視警戒員や広報車を出向させて、災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時活発な広報活動を実施する。 <広報内容> <ul style="list-style-type: none"> ・出火防止、初期消火、救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ

<p>清瀬消防署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・火災及び水災に関する情報 ・避難勧告又は避難指示等に関する情報 ・救急告示医療機関等の診療情報 ・その他市民が必要としている情報 <p><広報手段></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防車両等の拡声装置等 ・消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示及び口頭 ・テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供 ・ホームページ等による情報提供 <p>・消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等による情報提供</p>
<p>消防団</p>	<p>○災害時においては、消防車その他あらゆる手段により、地域の状況に応じて出火の防止、初期消火等の呼びかけを行うとともに、火災に関する情報、避難勧告又は避難指示等の伝達及び民生安定を図るための情報提供等、事態の推移に適応した広報活動を積極的に行う。</p> <p>○各分団の巡回広報エリアは、原則として通常の消防団受持ち区域の範囲によるものとする。</p>
<p>清瀬郵便局</p>	<p><広報内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地あて救助用郵便物の料金免除 ・被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 ・為替預金業務の非常取扱い ・災害ボランティア口座の開設 ・簡易保険業務の非常取扱い <p><広報手段></p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便局窓口や局前等に掲出する。 ・日本郵便のホームページに情報提供する。
<p>陸上自衛隊 第一師団 第一後方支援連隊 (練馬)</p>	<p><広報内容></p> <p>災害時において第一師団は関係機関と連絡を密にし、自ら積極的に空、地上から情報を収集するとともに、広報に優先する他の救助活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人命財産の保護に影響する緊急情報の伝達 ・民心安定に寄与する自衛隊及び関係機関の活動状況 ・関係機関等の告示事項 ・その他必要事項 <p><広報手段></p> <p>広報手段は、航空機、車両拡声器及び地上部隊の口頭による。</p>
<p>東京電力パワーグリッド 株式会社武蔵野支社</p>	<p>○感電事故及び漏電による出火を防止するため、市民に対し次の事項を十分広報する。なお、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、市の協力を得て防災行政無線も活用する。また、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p>

<p>東京電力パワーグリッド 株式会社武蔵野支社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・垂れ下がった電線に絶対に触れないこと。 ・使用中の電気器具のコンセントは、直ちに抜くこと。 ・電柱の倒壊、電線の断線等設備の異常を発見した場合は、速やかに通報すること。 ・浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、使用しないこと。 ・屋外へ避難するときは、安全器及びブレーカーを必ず切ること。 <p>○災害時における市民の不安を鎮静させる意味からも、電力の果す役割の大きいことに鑑み、電力施設の被害状況、復旧予定等についての的確な広報を行う。</p> <p>○市民からの再点検申込み等を迅速かつ的確に処理するため、必要な受付体制を確立する。</p> <p>○市民からの電話による事故通報や復旧見通しなどの照会を円滑、適切に処理するため、営業機関の受付はもとより、本店・支店・電力所及び火力発電所等の能率的受付処理体制を確立しておく。</p>
<p>N T T 東日本</p>	<p>○通信途絶、利用制限時の広報及び復旧時の広報について、災害のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体、広報車、チラシ、交換機等による自動通報案内(トーカー案内)、案内窓口掲示板等の方法によって、次の事項を利用者に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等 ・通信の途絶又は利用制限の状況 ・通信の途絶又は利用制限をした理由 ・利用制限をした場合の代替となる通信手段 ・利用者に協力をお願いする事項 ・災害用伝言ダイヤル開設 ・その他必要な事項 <p>○「NTTからのお願い」として、次のとおり周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要通信が優先となります。 <p style="padding-left: 2em;">災害が発生すると電話が殺到し、交換機はラッシュ状態になり、電話がかかりにくくなります。防災機関などが行う救助・復旧活動を確保するため、皆様の電話や電報の利用を制限することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受話器が外れていませんか? <p style="padding-left: 2em;">地震などで受話器がはずれたままになっていると、電話をつなぐ交換機がマヒ状態になったり、せっかくかかってきた電話も通話中の状態になってつながりません。お確かめのうえ、はずれている受話器を元にもどしてください。また、停電中には、コードレスホンなどの多機能電話は、ご利用できない場合がありますので、ご注意ください。</p>

<p>東京ガス株式会社 西部支店</p>	<p>○災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロックごとに供給を停止するが、ガスによる二次災害事故の防止、市民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時には <ol style="list-style-type: none"> ①ガス栓を全部閉めること。 ②ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること。 ③ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。 ④換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発が起こる原因となるので避ける。 <p>この場合には、ガス栓・メーターコックを閉め、直ちに東京ガスに連絡すること。</p> ・供給を停止した場合 <ol style="list-style-type: none"> ①ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているの、ガス栓・メーターコックを閉じ、東京ガスから連絡があるまで待つこと。 ②ガスの供給が再開される時には、必ず、東京ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。 ・供給再開時の広報 <ol style="list-style-type: none"> ①あらかじめ、通知する内管検査及び点火試験等の当日は、なるべく在宅すること。 ②点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。 ③内管検査・点火試験等の当日、不在の場合は、必ず最寄りの事業所に連絡すること。 ④ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、最寄りの事業所に連絡すること。
<p>J R 東日本 西武鉄道 西武バス</p>	<p>○災害時の避難の放送、メガホン、立看板、掲示物等により情報を提供し、混乱防止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常時における広報の要点 <ol style="list-style-type: none"> ①いったん異常時になると、予測しない事態が次々に起きるので、これに対応する広報案内を行う。 ②災害の状況、乗客の挙動、動向に留意して、どのような情報と案内が必要か判断する。 ③正しい情報をわかり易く、正確な表現で流す。 ④列車運行状況及び到着予定、変更等を適時流す。 ⑤駅周辺沿線及び広域被害、列車被害の状況を案内して、乗客の不安感を除くよう努める。 ⑥乗客の心理状態に対応した放送を行い、更に職員が直接に補足す

	<p>る等の措置をとる。</p> <p>⑦災害時の混乱は、情報の不足と危機感が発生して急速に拡大するので、的確な放送で鎮静するとともに、職員は常にリーダーとなって行動する。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 報道機関への発表 《企画部班》

ア 市本部からの発表

(ア) 市本部が設置された場合、災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は、企画部班とする。そのため、企画部長は、市各部の報道機関発表事項を総合調整し、統一を図るものとする。

(イ) 企画部長は、事項の重要度、緊急性等を検討したうえで、報道機関へ発表する。

(ウ) 夜間又は勤務時間外等に突発災害が発生し、前記(ア)、(イ)によりがたい場合は、企画部長は、関係部の部長と協議のうえ、発表するものとする。

イ 東村山警察署・清瀬消防署からの発表

各報道機関に発表する場合は、その時期と内容を選定し市に通報するとともに、報道の公正を期するため幹部を指定するものとする。

ウ 報道要請

市及び各防災機関が、災害時のため、電気通信設備、優先電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条による通知又は要請のため、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する場合は、「災害時等における放送要請の関する協定」に基づき行う。放送要請は、原則として都を経由(知事に要請依頼)するものとするが、都との通信途絶など特別の事情がある場合は、市は放送機関に対し直接要請ができるものとする。この場合、市は事後速やかに都に報告するものとする。

(3) 広聴活動 《企画部班》

災害時には、発災直後から、被災者等から家族等の安否の確認をはじめ、生活必需品や住居の確保、ライフラインの復旧状況、融資等に関する様々な相談、要望、苦情が寄せられる。これに対応するため、各防災機関は、次のとおり広聴活動を実施する。

ア 対策内容と役割

機 関 名	対 策 内 容
市	<p>○被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が終息したときは、道路状況に応じ、広報車等により、被災地を巡回して移動相談を施し、事後の救援措置の推進にあたる。 ・被災地及び避難所等に臨時被災相談所を設け、被災者からの相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して、早期解決に努力する。 ・相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決めるが、大規模かつ広域な災害の場合は、市関係部及び各防災機関による総合相談体制を確立し、救援対策を強力に推進するように努め

	る。
東村山警察署	○警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
清瀬消防署	○災害の規模に応じて、消防署、消防出張所に消防相談所を開設し、各種相談、被災者に対する出火防止指導、り災証明の発行に関する対応等を行う。 ○都民からの電子メールによる問合せに対応する。

3 市民相互の情報連絡等 《企画部班・他事業所》

(1) 対策内容と役割

機関名	対策内容
市	○個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。
通信事業者	○行政機関と連携し、住民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。また、災害伝言ダイヤル、災害伝言板等の利用を呼びかける。

